

R3年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R3.12.2	R3.12.16	大江戸線大門駅～大門変電所間ケーブル洞道整備工事」に関する ・見積価格比較決定書 ・基礎価格を精査した資料・資材価格調査結果表 ・数量計算書・工程表（積算工程表）・工程計算書（日数を算出するための計算書）・機械器具損料及び電力算定表に関する資料・入札時質問回答書	127	1														・今後当局が行う同種の見積において見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 （情報公開条例第7条第6号） ・見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、他の会社に経営上の情報が知られることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （情報公開条例第7条第3号） ・「土圧式掘進機」の1単価のみを非表示としても、他の単価、金額から逆計算を行うことにより、「土圧式掘進機」の単価を算定できることになり、逆計算が不可能となる最小範囲について非開示とする必要があるため。 （情報公開条例第7条第6号）	交通局 建設工務部 計画改良課
2	R3.12.9	R3.12.22	「地下鉄駅施設等工事保安立会業務委託（単価契約）」に係る内訳書	3	1														交通局 建設工務部 建築課	
3	R3.12.9	R3.12.22	「地下鉄駅建築・設備点検及び保守業務等の委託」に係る内訳書	8	1														交通局 建設工務部 建築課	
4	R3.12.13	R3.12.24	開示請求者が公益通報を行った際、都総務局コンプライアンス推進部長名の通知（3総ココ第255号 令和3年9月8日）の中のアンダーライン部分について 都交通局は品川営業所都バス乗務員等に対し ①いつ ②どのような処分等 の対応したのかがわかる文書																本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報を明らかにすることから、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 したがって、同条例第10条に基づき当該公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否するものとする。	交通局 自動車部 管理課